

005：雇用保険マルチジョブホルダー制度を知っていますか

令和4年1月1日より施行される新しい制度です。

複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者が対象です。

そのうち2つの事業所において適用要件を満たす場合には、本人の申し出により、特例的に、その2つの事業所において雇用保険の被保険者になることができる制度です。

◇加入要件：

- ① 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ② 2つの事業所（各事業所における週所定労働時間5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して週所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 2つの事業所の、各事業所での雇用見込みが31日以上であること

◇加入手続き：

- ・労働者本人が行います。（各事業所では他所の労働時間の把握が困難であるため）
- ・労働者が自らの住居地を管轄するハローワークに「雇用保険マルチジョブホルダー 雇入・資格取得届」を提出して行います。
（事業主の同意は必要とされないが事業主記載欄があるため事業主の対応が伴う）
- ・申出日より「マルチ高年齢被保険者」となります。

◇加入の効果：

- ・資格取得日から雇用保険の納付義務が発生します。通常の雇用保険と同様の料率で本人と事業主が負担することになります。
- ・加入前は、各事業所において雇用保険の被保険者にはなれませんでした。加入後は申し出た2つの事業所において各々被保険者となります。離職をした場合は、通常の雇用保険と同様の条件を満たすとき、各々の事業所から受けていた賃金を基にした高年齢者の求職者給付を受けることができるようになります。
なお、3つ以上の職場を掛け持ちして働いている場合は注意が必要です。
- ・被保険者でなくなる場合は法定のケースに限られていて、任意の脱退は不可能です。

制度や手続きについての詳細は厚労省のwebサイトから：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389_00001.html